

議題	実務対応レベルの新規テーマの評価
項目	厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理(実務対応専門委員会の評価)

I. 基準諮問会議への検討要望の内容

(テーマ)
厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理
(提案理由)
<p>平成 25 年 6 月の厚生年金保険法の改正によって、厚生年金基金に関する制度の見直しが行われたことに伴い、平成 26 年 4 月より、厚生年金基金は将来分返上認可を受けることにより、最低責任準備金の全部または一部を国に前納することが可能とされている。</p> <p>前納した場合には、前納額は原則として厚生年金基金に返還されないものの、一方で、前納額に係る前納日から解散日までの利息相当額の国への納付は不要になり、厚生年金基金には過去分返上認可までに利回りが達成できなかった場合のリスク（義務）がなくなるという経済的効果がある。</p> <p>この場合、退職給付会計基準において、どのように前納の経済的効果を会計処理に反映すべきかが不明確であるため、取扱いを明確化するべきと考えられる。</p>
(具体的内容)
<p>厚生年金基金の代行部分に関しては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 46 項や「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」に退職給付会計上の取扱いが規定されている。</p> <p>まず、「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 46 項（1）では、将来分返上認可を受けたときの会計処理は明示されているものの、その後の前納に係る会計処理については明示されていない。また、「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」Q 2 では、国から交付金を受け取る場合の会計処理が明示されているが、国に前納額を支払う場合の会計処理は明示されていない。</p> <p>したがって、いずれの会計基準についても、今回の前納の場合を想定しておらず、前納額部分に対応する退職給付債務や年金資産の認識及び測定について、その経済的な効果（前納額は原則として厚生年金基金に返還されないものの、一方で、前納額に係る前納日から解散日までの利息相当額の国への納付は不要）をどのように会計処理に反映させるべきかを明確化する必要があるものと考えられる。</p> <p>なお、厚生年金基金が過去分返上認可を受けていない場合には「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 46 項（2）及び（3）の規定は適用されないことと</p>

されているが、今回の前納をした場合であっても過去分返上認可を受けるまでは「退職給付に関する会計基準の適用指針」第46項(2)及び(3)に基づく会計処理を行う必要がないのかどうかについてもあわせて明確化が必要と考えられる。

II. テーマアップの要件への該当

1. テーマアップの要件を基にした、テーマアップの要否に関する分析は次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

本件は企業が厚生年金基金に加入しており、第15項に記載のとおり、確定給付制度の会計処理を行っている場合で、当該基金が代行返上にあたって、将来返上認可後に前納する場合に論点となる会計処理である。

今回の論点の対象となるのは、第16項に記載のとおり、平成25年3月末時点における560の基金のうち、単独型、連合型合わせて74基金にすぎない(平成26年9月末現在の基金は499まで減少している。)。健全化法により、施行日(平成26年4月1日)以後は厚生年金基金の新設は認められなくなっている点も踏まえると、本件の論点に関連する企業数は限定的であると想定される。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本テーマは、基準上の取扱いの明確化を求めて、監査人からなされたものである。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

現時点では、前納が行われているケースは少ないと思われ、実際に行われたケースでの会計処理のばらつきは報告されていない。今後、前納が増加した場合、一定のばらつきが生じる可能性はあり得るが、上記のとおり、前納を行う会社が限定的であることを想定すると、影響は比較的少ないものと考えられる。

(4) 会計基準レベルのものではないか。

厚生年金基金の代行部分に関する前納という特定の取引における会計上の考え方の明確化であり、会計基準レベルのものではないと考えられる。

(5)適時に実務対応報告等の開発が可能か。

厚生年金基金の代行部分に関する前納という特定の取引に係る取扱いの明確化にとどめた場合、実務対応報告等の開発には、多くの時間を要するものではないと考える。

III. 実務対応専門委員会における本テーマの評価

2. 厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理について、テーマアップの要否を分析した第1項(1)に記載のとおり、本件の論点の対象となるのは、74基金と限定的であると想定され、この前納が平成26年4月から可能となった制度であることも踏まえると、現段階で明確化するニーズは低いと考えられる。このため、ASBJの新規テーマとして採り上げる必要性は乏しいと考えられる。

以降では、本テーマを評価した取引内容と課題を記述する。

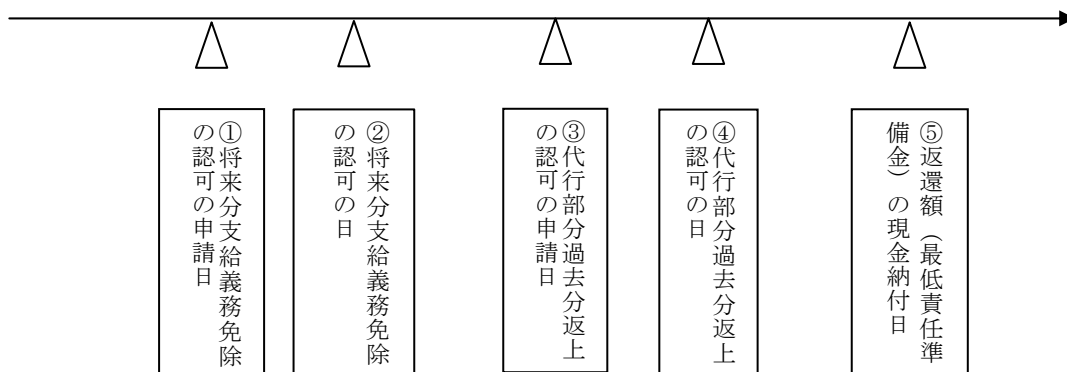
IV. 厚生年金保険法の改正

目的

3. 平成 25 年 6 月 26 日、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下「健全化法」という。)が公布され、平成 26 年 4 月 1 日より施行された。
4. 健全化法は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行う等の所要の措置を講ずることを目的として制定された。
5. 健全化法の改正内容のうち、解散プロセスの見直しの施策(具体的な施策は、資料(2)-3 第 8 項に記載している)の一つとして、責任準備金相当額¹の前納の手続が導入された。この改正により、代行部分の将来分返上の認可を受けた基金は、責任準備金相当額の全部又は一部を前納することが可能となった(健全化法附則第 10 条)。

V. 厚生年金基金の代行返上の概要

6. 厚生年金基金が代行返上を行う場合、①将来分返上(将来分返上認可日以降の期間に係る代行部分の支給義務を免れること)、②過去分返上(代行部分の支給義務を全て免れること)の 2 段階で実施される。過去分返上の認可後に代行部分(最低責任準備金)に係る資産の納付が行われることにより、代行返上の手続が完了する。手続の流れを図表にすると以下のとおりとなる。



¹ 「責任準備金相当額」とは、政令で定めるところにより算出した責任準備金に相当する額(健全化法附則第 8 条)とされている。代行返上の場合、代行部分の返上にあたって国に返還する金額として政令の定めに基づいて算出される金額である。

7. 厚生年金基金が代行返上する場合の会計処理は、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「退職給付適用指針」という。）第46項に定められている。

代行返上があった場合の会計処理

46. 確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金制度を確定給付企業年金制度へ移行し、厚生年金基金制度の代行部分（以下「代行部分」という。）を返上（以下「代行返上」という。）した場合、代行部分に係る退職給付債務は、当該返還の日その消滅を認識する。

また、将来分返上認可、過去分返上認可及び返還に関して、それぞれ次のとおり会計処理する（〔設例10〕）。

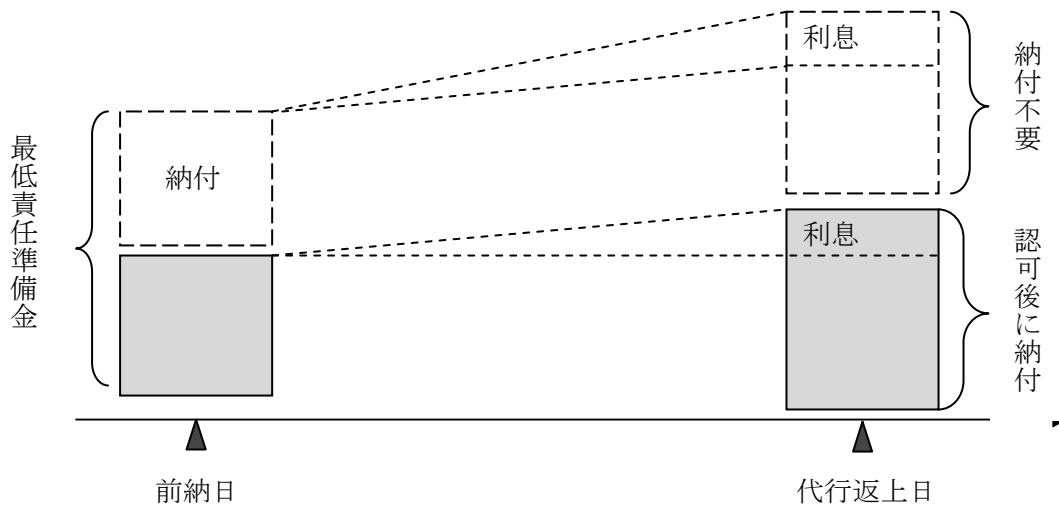
- (1) 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の直前の代行部分に係る退職給付債務と将来分支給義務免除を反映した退職給付債務との差額を、代行部分に係る過去勤務費用（第41項参照）として認識し、将来分返上認可の日以後は、将来分支給義務免除を反映した退職給付債務の金額に基づき退職給付費用を算定するとともに、当該過去勤務費用を企業が採用する方法及び期間（第42項及び第43項参照）で費用処理する。
- (2) 過去分返上認可を受けたときは、次による。
 - ① 過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務を国への返還相当額（最低責任準備金）まで修正し、その差額を損益に計上する。
 - ② 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異（第130項参照）の未処理額のそれぞれの残高のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的方法により算定し、損益に計上する（その他の包括利益の組替調整となる。）。
- (3) 返還の日において、過去分返上認可により修正された退職給付債務（上記(2)①参照）と実際返還額との間に差額が生じた場合には、原則として、当該差額を損益に計上する。

なお、上記(2)①及び②において認識される損益（(2)と(3)が同一事業年度の場合は(3)の損益を含む。）は、代行返上という特別な同一事象に伴って生じたものであるため、特別損益に純額で計上する。

VI. 最低責任準備金相当額の前納の概要

8. これまで、最低責任準備金は、過去分返上認可日後に納付するとされていた(第6項の図の⑤)が、今回の法改正により、基金が将来分返上の認可(第6項の図の②)を受ければ、最低責任準備金相当額の全部又は一部を前納することが可能となった。概要は以下のとおりである。
- 前納額は、「年金給付等積立金²から前納額を控除した額」が「前納日から解散(消滅)日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額」を上回るものであること。
 - 前納された額に係る前納日から代行返上日(第6項の図⑤)までの利息相当分の納付は不要である。
 - 最終的に最低責任準備金が確定した時点(第6項の図④)で、前納された額が最低責任準備金を上回った場合は、当該差額は基金へ返還されるが、それ以外の場合においては、前納分の返還はされない。
 - 前納は複数回に分けて実施することも可能である。
 - 年金財政計算上は、前納額は「最低責任準備金前納金」の科目で、資産に計上される。
 - 前納は、施行日(平成26年4月1日)以後可能であり、将来分返上の認可が法施行前に行われている場合も可能である。
9. 基金にとっては前納することにより、前納を行った資産の運用リスクから解放され、また、前納日から代行返上日(第6項の図⑤)までの利息の支払いが不要となるというメリットがある。最低責任準備金の前納によるイメージ図は以下ようになる。仮に前納しなかった場合には、代行返上日において下記のイメージ図の網掛け部分と破線囲い部分の合計を支払うこととなる。

² 年金給付(代行部分及び加算部分)に充てるために基金において積み立てている資産。



10. 前納額は、年金財政計算上は「最低責任準備金前納金」の科目で資産に計上される。前納前と前納後の年金財政計算上の貸借対照表のイメージは以下のとおりになる（なお、簡略化のため、負債側は代行部分のみを記載している。）。

(前納前)

現金等	最低責任準備金
その他の資産	
不足金	

(前納後)

現金等	最低責任準備金
最低責任準備金前納金	
その他の資産	
不足金	

VII. 厚生年金基金に係る交付金の取扱い

11. 厚生年金基金が国に前納する手続との類似性で、基金が国から金銭を受けるケースを確認する。具体的には、厚生年金基金は、一定の場合に所定の申請を行うことにより、翌事業年度に国から交付金を受ける。一定の場合とは、以下のとおりである。

① 厚生年金基金の事業年度の末日における最低責任準備金の額が過去期間代行給

付現価³の額の 1/4 以上 1/2 未満の場合

② 厚生年金基金の事業年度の末日における最低責任準備金の額が過去期間代行給付現価の額の 1/4 未満の場合

①の場合には、1/2 を下回る差額の 1/5 ずつ国から基金に交付され、②の場合には、1/2 を下回る差額が一括して交付される。

12. 厚生年金基金が国から交付金を受け取る場合、母体企業（事業主）の会計処理は、実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」Q2 に定められている。

Q2 厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取る交付金について、母体企業（事業主）の会計処理はどのように行うか。

A 退職給付会計基準意見書 三 3(1)なお書きの①では、厚生年金基金制度についても、1つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用するものとされている。したがって、母体企業（事業主）は、代行部分も含め全体として退職給付債務及び退職給付費用の計算を行うこととなる。

この際、Q1 で示したような法改正によって、厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取ることとなった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除することになる。これは、母体企業（事業主）以外からの拠出がある場合の処理として、従業員からの拠出部分と同様に考えられること、当該交付により年金資産を増加させることとなるが、年金資産の運用により生じる収益ではないため、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異である数理計算上の差異には該当しないと考えられることなどによる。

13. 上記の取引は、厚生年金基金が国から受け取る交付金に係るものであり、国から受け入れた金銭が基金の年金資産に含まれる。一方で、前納は、代行返上の際して代行部分（最低責任準備金）に係る資産の一部を国に納付する取引であるが、代行部分（最低責任準備金）を返上するまでの間の国への前払金としての性質があり、最終的には代行部分（最低責任準備金）の返上に伴う納付に充

³ 過去期間代行給付現価とは、当該基金の加入員及び加入員であった者について、加入員であった期間に係る代行給付の予想額を、凍結解除後の代行保険料率の算定基礎と同じ死亡率及び予定利率によって算定した現価をいう。

当されるものである点で、交付金と前納は基本的に性質が異なる取引であるという見方があり得る。この見方に立てば、前納の会計処理を検討するにあたって、交付金を受け取る場合の会計処理と対称的に取り扱う必要はないものと考えられる⁴。

VIII. 論点

14. 前納した場合の会計処理について検討を行う場合、前納の取引の性質を考慮すると、前納した金額は年金資産の定義を満たすかが論点になり得ると考えられる。
15. なお、本論点は、厚生年金基金に加入している企業が、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）第 13 項から第 30 項に基づき確定給付制度の会計処理⁵を行っている場合に、影響を及ぼす可能性がある論点である。複数事業主制度の厚生年金基金に加入し、退職給付会計基準第 33 項 (2) の処理⁶を採用している場合には、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上しないため、基本的には、前納による会計処理への影響はないと考えられるが、年金制度全体の直近の積立状況等の注記において、年金資産の額に前納額を含めるかどうかについて別途検討を要することとなると考えられる。
16. 確定給付制度の会計処理を行っているのは、単独型⁷又は連合型⁸の厚生年金基金に加入している場合が多く、総合型⁹に加入している企業は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとして、確定拠出に準じた会計処理を行っている場合が多いと考えられる。

⁴ 代行部分の給付責任は事業主にあるものの、政府からの預り金的な性格を有するものであり、財政中立化によって交付金と前納は基本的に性質が異なる取引であるとする意見も聞かれる。

⁵ 貸借対照表に退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債（年金資産が退職給付債務を超える場合は資産）として計上し、退職給付費用を損益計算書の当期純利益を構成する項目に含めて計上し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は包括利益計算書のその他の包括利益に含めて計上する会計処理。

⁶ 要拠出額をもって費用処理し、退職給付費用に含めて計上する会計処理を行い、当該年金制度全体の直近の積立状況等について注記する処理。

⁷ 単独企業で設立する厚生年金基金。

⁸ 関連企業グループが共同で設立する厚生年金基金。

⁹ 同種同業の多数企業が共同で設立する厚生年金基金。

厚生労働省の公表資料¹⁰によると、平成25年3月末時点で、560の基金のうち、単独型が31、連合型が43、総合型が486であり、今回の論点の対象となるのは、単独型、連合型合わせて74基金にすぎない。

論点に関連する現行の会計基準の概要

17. 上記の論点を検討するにあたり、現行の会計基準における、年金資産の定義について確認する。

年金資産の定義

18. 退職給付会計基準第7項において、「年金資産」は、以下のとおり定義されている。

7. 「年金資産」とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた、次のすべてを満たす特定の資産をいう。

- (1) 退職給付以外に使用できないこと
- (2) 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- (3) 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること
- (4) 資産を事業主の資産と交換できないこと

19. また、退職給付適用指針第17項においては、年金資産の範囲として以下のとおり定められている。

17. 年金資産とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられたものであり、一定の要件を満たした特定の資産をいう（会計基準第7項）。

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度において保有する資産は年金資産にあたるが、年金資産として適格な資産とは、退職給付の支払に充当できる資産であるため、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度における業務経理に係る資産は年金資産に含まれない。また、企業年金制度において計上されている未収掛金は、事業主が未払掛金を計上した場合、その金額を限度として、年金資産に含める（こ

¹⁰ 厚生労働省ホームページ「厚生年金基金の財政状況等」より。

の場合、未払掛金と同額、退職給付に係る負債を減額する。)

なお、企業年金制度における剰余金に相当する資産は、事業主に返還されるまでは年金資産に含まれる。

20. 前納額については、年金財政計算上は資産に計上されているが、最終的に、過去分返上が認可されて代行返上日時時点で、最低責任準備金と相殺されるものである。第8項に記載のとおり、前納額は最終的に最低責任準備金が確定した時点で、前納された額が最低責任準備金を上回った場合は、当該差額は基金へ返還されるが、それ以外の場合においては、前納分は返還されないとされている。
21. 退職給付会計基準第7項では、年金資産について、「特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた」と記載されており、仮に退職給付会計基準第7項の(1)～(4)の4つの個別要件を満たしたとしても、すでに国に前納された額が「退職給付制度のために積み立てられた特定の資産」として年金資産に該当するといえるかどうか論点となる。

(退職給付会計基準第7項の(1)～(4)の4つの個別要件については、代行返上日に最低責任準備金と相殺されるため、退職給付以外に使用できず(要件(1))、厚生年金基金の資産として事業主及び事業主の債権者から法的に分離されている(要件(2))。また、既に国に納付され、前納額が最低責任準備金を上回った場合の当該差額を除き、返還されないことから、事業主への返還等を行われず(要件(3))、事業主の資産と交換もできない(要件(4))ため、満たすと考えられる。)
22. また、退職給付適用指針第17項では、企業年金制度において計上されている未収掛金は、事業主が未払掛金を計上した場合、その金額を限度として、年金資産に含めることとされている。第10項に記載のとおり、前納をした場合に年金財政計算上の貸借対照表に資産として計上される最低責任準備金前納金は、当初は年金資産として扱われていたものが振り替わった資産であり、代行部分(最低責任準備金)を返上するまでの間に計上される国への前払金としての性質を有する点に着目して、未収掛金の取扱いに準じて検討することが考えられる。
23. 仮に前納額が年金資産の定義を満たすと考えられる場合は、前納した時点では、

事業主の会計処理は行われず、過去分返上の認可を受けるまでは退職給付適用指針第46項(2)に基づく会計処理を行う必要はないと考えられる。

他の見解

(退職給付制度の一部終了)

24. 前納は、実質的に退職給付債務の一部に相当する額の支払等を伴って該当部分が減少する場合と捉えて、前納額に相当する退職給付債務を減額することになるという意見がある。
25. 年金資産を減額し、相当する退職給付債務を減額する取引として、「退職給付制度の一部終了」があるが、退職給付制度の一部終了については、企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(以下「退職給付移行適用指針」という。)が関連すると考えられる。退職給付移行適用指針では、退職給付制度の一部終了について以下のとおりとされている。

退職給付制度の終了

4. 退職給付制度の「終了」とは、退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散又は税制適格退職年金制度の全部解除のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合をいう。なお、「支払等」には、以下のものが該当する。
 - (1) 年金資産からの支給又は分配(第21項参照)
 - (2) 事業主からの支払又は現金拠出額の確定
 - (3) 確定拠出年金制度への資産の移換(第22項、第23項参照)
5. 退職給付制度の終了には、退職給付制度の全部終了のみならず、退職給付制度間の移行又は制度の改訂により、退職給付債務の一部に相当する額の支払等を伴って該当部分が減少する場合(退職給付制度の一部終了)も含まれる。

退職給付制度の終了の会計処理

10. 退職給付制度の終了においては、当該退職給付債務が消滅すると考えられるため、次の会計処理を行う。
 - (1) 退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職

給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する（第 28 項参照）。

- (2) 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する（第 30 項参照）。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益は、退職給付制度の終了という同一の事象に伴って生じたものであるため、原則として、特別損益に純額で表示する。

26. 退職給付制度の終了とは、退職給付移行適用指針第 4 項において、「退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合」をいうとされている。ここで、前納により「退職給付債務が減少する」か、及び前納が「支払等」に含まれるか否かが関連する。
27. ここで、基金においては代行部分の年金の従業員に対する支給義務を引き続き負っているため、前納によっても「退職給付債務は減少」しない。したがって、この点を重視すると、前納は、退職給付制度の終了には該当しないと考えることが適切ではないか。

(退職給付債務と年金資産の相殺表示)

28. 前納が過去分を返上するまでの一時的な取引であることに鑑み、簡便的な処理方法として「退職給付制度の一部終了」に準じて、前納額を年金資産から減額するとともに、同額の退職給付債務も減額する（退職給付債務の認識の中止ではなく相殺表示）という意見がある。

しかしながら、以下の点から、当該相殺処理は、合理性が乏しいものと考えられるのではないか。

- 基金においては代行部分の年金の従業員に対する支給義務を引き続き負っている。
- 退職給付債務の計算には退職率等の計算基礎が織り込まれており、実際に支払った前納の額を退職給付債務の額と相殺すると、残額の退職給付債務額は

資料(2)-4

計算根拠として一貫性を欠くこととなる。

- 他の会計基準において、同様なケースで相殺を行っている例はない。

以 上